

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年八月二十一日
第千三百六十一號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第六十三號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十七號麻、三極、楮検査規則中左ノ
通改正ス

昭和十七年八月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

附 則

第六條第一項中苧麻ノ「一等」ノ上ニ「特等、」ヲ加フ
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◇鳥取縣告示第五百五十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル食用鰻ノ最高販賣
價格左ノ通指定ス

昭和十七年八月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

食用鰻（天然鰻、養鰻）最高販賣價格

卸賣業者最高販賣價格 一貫匁當 六、八〇

小賣業者最高販賣價格 百匁當 〇、八〇

一 本表價格、賣主店先渡價格トス

二 卸賣業者最高販賣價格ニ在リテハ飲食物業業者ニ販賣スル場
合ノ價格ヲ含ムモノトス

◇鳥取縣告示第五百五十一號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號（蔬菜果實ノ最高販賣
價格指定）中左ノ通改正ス

昭和十七年八月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

ぶどう（露地モノ）ノ項ヲ左ノ如ク改ム

ぶどう（露地モノ）八月及九月 一、五五 〇、一九

一、用水權者又ハ用水使用者自儘ノ所業ヲナシ警告スルモ之ニ服從セザルトキハ五日以内ノ期間ヲ定メ停水ヲナスコトヲ得此ノ場合小溝關係者數人アルトキハ其ノ内一人ノ違反ハ小溝關係者全員ニ連帶責任アルモノトシテ處分スルコトヲ得

一、調整管理者ハ調整ニ關スル記録ヲ作成シ事務所ニ置クモノトス

一、調整管理者ノ職務執行ノ擔當ハ左ノ通トス

(一) 加勢蛇川及洗川ノ用水取水ニ關スル調整ハ總代タル左記調整管理者之ヲ專管スルモノトス

調整管理者ノ擔當區域ハ左ノ通トス
 榎田 幸太

(二) 調整管理者ノ擔當區域ハ左ノ通トス
 (1) 入橋町關係ノ區域ハ左記ノ調整管理者之ヲ擔當ス
 榎田 幸太

(2) 浦安町關係ノ區域ハ左記ノ調整管理者之ヲ擔當ス
 盛山 伊太郎

(3) 下鄉村關係ノ區域ハ左記ノ調整管理者之ヲ擔當ス
 川本 信輝

(4) 上鄉村關係ノ區域ハ左記ノ調整管理者之ヲ擔當ス
 倉本 正則

(5) 古布庄村關係ノ區域ハ左記ノ調整管理者之ヲ擔當ス
 杉山 民次郎

(三) 右ノ外必要ナル事務ハ之ヲ庶務係會計係ニ分チ總代ノ定ムル調整管理者之ヲ分掌スルモノトス

一、調整方式ニ基キ其ノ都度定ム可キ事項ニシテ調整地域全般ニ關スルモノハ總代及擔當區管理者ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

一、總代ハ外部トノ交渉契約ノ締結其ノ他ノ事項ニ付調整管理者全員ヲ代表スルモノトス
 一、總代ハ管理ノ爲メ必要ナル器具又ハ標識ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ルモノトス

一、總代ハ調整上必要ナル補助者ノ任免ヲ爲スコトヲ得補助者ハ調整管理者ノ指揮ヲ受ケ調整ニ當ルモノトス

一、臨時急迫ノ場合ニ於テ調整管理者ハ自己ノ責任ヲ以テ緊急ノ處分ヲ爲スコトヲ得此ノ場合總代以外ノ調整管理者ハ直チニ其ノ旨ヲ總代ニ通告スベシ

總代緊急ノ處分ヲナシ又ハ他ノ調整管理者ヨリ其ノ通告ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク調整管理者會ヲ開催シ其ノ承認ヲ求ムベシ

五 調整管理者ノ管理スベキ事項

一、調整管理者ハ總代ノ招集ニヨリ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ審議シ圓滿ナル職務ノ執行ヲ期スル爲メ調整管理者會ヲ開クモノトス

一、加勢蛇川ノ取入堰ノ切落及締切ハ總代タル榎田幸太古布庄村調整管理者下鄉村調整管理者浦安町調整管理者共同シテ之ヲ行フモノトス

一、洗川ノ本流並ニ支流ノ取入堰ノ切落及締切ハ總代タル榎田幸太古布庄村調整管理者浦安町調整管理者共同シテ之ヲ行フモノトス

一、岩本川ノ取入堰ノ切落及締切ハ總代タル榎田幸太古布庄村調整管理者共同シテ之ヲ行フモノトス

六 農業水利調整計畫ノ實施期間

本農業水利調整計畫ノ實施ハ昭和十七年七月二十五日ヨリ開始シ同年九月三十日迄ヲ以テ終了スルモノトス

鳥取縣告示第五百五十三號

昭和十七年第二回產婆、看護婦、保健婦、藥種商鍼灸術試驗ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス

志願者ハ九月二十日迄ニ願書、自筆履歷書、修業證明書、本籍地市町村長ノ身元證明書(產婆ニ限ル)ノ戸籍謄本若ハ抄本(保健婦

ニ限リ傳染性疾患ニ病原體保有者ヲ含ム「ナキヲ證明セル醫師ノ診斷書」寫眞二葉(最近撮影シタル半身無掌紙)手数料(產婆、保健婦各貳圓其ノ他壹圓)添付住所地所轄警察署經由提出ノ上當日午前八時迄ニ受驗用具携帶出頭スベシ

昭和十七年八月二十一日

種別	日時	鳥取縣知事	土肥米之	場所
保健婦學說	十月一日午前九時ヨリ	鳥取市西町		縣立鳥取圖書館講堂
同 實地	十月二日同	鳥取市東町		仁風閣
產婆 學說	十月三日同	鳥取市西町		縣立鳥取圖書館講堂
看護婦學說	十月六日同	同		同
看護婦實地	十月七日同	鳥取市東町		仁風閣
藥種商學說	十月八日同	同		同
產婆 實地	十月二十二日同	同		同
鍼灸術學說	十月二十六日同	同		同
同 實地	十月二十七日同	同		同

鳥取縣告示第五百五十四號

洗川、加勢蛇川、筋、東伯郡八橋町外一町三ヶ村農業水利調整地域事務所ノ

00997

所在地並總代及調整管理者ノ氏名左ノ通届出アリタリ

昭和十七年八月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 事務所所在地 東伯郡八橋町大字八橋壹千四百拾四番地

一 總代及調整管理者氏名

- 總 代 榎 田 幸 太
- 管 理 者 盛 山 伊 太 郎
- 同 川 本 信 輝
- 同 倉 本 正 則
- 同 杉 山 民 次 郎
- 同 榎 田 幸 太

◆鳥取縣告示第五百五十五號

農業水利臨時調整令第十號第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月二十三日設定セル左記農業水利調整地域ノ設定ヲ取消ス

昭和十七年八月二十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

岩美郡 鳥取市 乙堰普通水利組合農業水利調整地域

彙 報

九月の常會徹底事項

國民貯蓄組合強化擴充と
ヒマの栽培管理について

(振興課)

九月の常會徹底事項は「國民貯蓄組合の強化擴充」と「ヒマの栽培管理」と決定した。即ち其の要項を記すと次の如くである。

- 一、國民貯蓄組合強化擴充に就て
二百三十億貯蓄目標の達成の成否は、國民貯蓄組合に依る貯蓄の増強に俟つところ頗る大なるものがある。茲に國民貯蓄組合法實施一周年を迎へるに當り、特に九月一日より三十日までの一ヶ月を國民貯蓄組合強化擴充期間とし、國民貯蓄組合の擴充整備に努め飛躍的に貯蓄の増加を圖らんとするものである。依つて各常會に於ては次の事項を必ず徹底し實行に移して頂きたい。
- (一) 貯蓄の増強を期するため勤勞倍加、戰時生活の斷行に依

00998

り貯蓄の源泉を豊ならしめること。

(一) 貯蓄計畫を再検討し、加入者の貯蓄額が低率なるものに對しては之が引上げをなし、更に餘力ある者は進んで増額の申出をなさしめること。

(二) 國民貯蓄組合の未結成の向に對しては直に結成の上届出をなさしめ又未加入者には加入勸奨をなすこと。

(三) 従來地域又は職域に於て申合せに依り貯蓄を實行はしてゐても、未だ貯蓄組合としての届出をなさない向は速に之が届出をなすこと。

(四) 國債債券の目標額完全消化を期するため、國債債券の購入貯金制度を實行すること。

(五) 組合貯蓄は戰爭の終了するまでは絶対に拂戻しが出來ないと誤解してゐる向もあるが、疾病、災害、吉凶等不時の出費の場合其の他相當の事由ある場合は組合長に申出れば拂戻しが出來る。

二 ヒマの栽培管理に就て

ヒマの栽培は最早や第三期(收穫期)に入り熟果の調整乾燥の時期となつた。果房の初熟は八月上旬で完熟すると茶褐色に變色するが、最終は十一月の降霜期まで行はれる。完熟果は其のまま置くと自然破裂して種子が地上に落ちるが、落果を長く地

上に置くこと油質を損ずるので次の事項に注意されたい。

- (一) 採果 熟果は自然破裂しない中に晴天の時下枝から順次上枝へ片端から摘採すること。
- (二) 調整 摘採した熟果は天日に乾燥して外皮の脆弱になつた頃に熟果が少い場合には手で押搾りし、多い場合は臼に入れ軽く杵押しして脱穀すること。
- (三) 乾燥 種子は濕つたところに置くと醗酵するから集果係に引渡すまでは通風の良い場所に保管して置くこと。
- (四) 集果には在郷軍入市町村分會又は部落會、隣組で系統農會と連絡して之に當り其の責任者が保管し、在郷軍入市町村分會の手で軍の指定工場に送ること。

職業再編成と轉業

(職業課)

◆再編成の國家的必要

いふまでもなく従來のわが經濟形態は國民の自由に委されてゐて、物の製造も販賣も、外國への輸出や輸入も全く勝手に行はれてゐた。然るに戰爭はこの状態を急速に一變して、國家は必要な

物資を必要な方面に保存し國民の生活は最低限度に止めねばならぬこととなつたのである。

抑々近代戦に於ては軍需品の消費は頗る膨脹して、一例をあげると前の第一次世界大戦當時に於て、戦前ドイツ國內全部の銅鐵年消費量は約千七百萬噸、月額百四十萬噸であつたものが、戦争最後の二ヶ年間は軍需産業だけで月額百萬噸を要するに至り、また英國に於ける戦前の羊毛に對する軍需は一般民需の一パーセント以下であつたものが、開戦第四年目には殆んど戦前の全需要額に達し、即ち殆ど百倍にも達したといはれてゐる。

これは二十數年も前の戦争による消費激増の一例であるが、その後には於ける軍の機械化に伴ふ軍需消費の増加は年と共に倍々しく、今やその需要は想像に絶するものがあると思はれるのである。しかし戦は食ふか食はれるかのいづれかであつて、吾々は是が非でも勝ち抜かなければならぬのであるから、全能力を擧げて軍需品の生産に努め、他の急を要せぬ産業、無くとも羊抱のつく産業はこれを中斷し、或は廢止しても軍需品の生産に事缺いではならぬのであつて、勢ひ從來國內に行はれてゐた生産業の中でこれをやめて、その力を軍需品生産に向けねばならぬものゝ出來ることとは洵に當然といはねばならぬ。

従つて國民の生活は最低限度に止め、物を製造するにしても先

づそれは是非必要な消費量を定めてその限度に於て製造の方も極度に制限しなければならず、配給機構もそれに合致するやう合理化しなければならぬわけであつて、自然自由經濟時代に於て非常に便利に出來てゐた商店や、又自由競争の形に於て盛に散在してゐた各種の職業も、扱ふ物の減少に伴つて當然少くならねばならず、進んでは祖先以來の職業をも廢して他の國家的に重要な産業に轉業しなければならぬ状態に至つて來るのもまたやむを得ない事柄である。

それに戦争には時機といふことが極めて大切であつて、たとへば今或る時機に飛行機一萬臺、タンク五百臺が必要であるに拘らず、萬一その時機に必要な數量が送れないで、それが過ぎてから十萬臺出來ようが二十萬臺出來ようが、一度敗れた後ではそれは何の役に立たないわけである。今度の歐洲戦争でフランスが敗れたのも、さうしたことが一つの原因であつたといはれてゐるが吾々はそんなことのないやう充分必要な生産力をつくつて、量的にも質的にも高度の能率を發揮して、遺憾のないやう我が國力を整備しなければならぬのであつて、従つてこれが爲にも從來の經濟組織の再編成、國民の現在従事する不急な産業より緊急な産業への轉換といふことが喫緊の事柄となるのである。

◆轉換の方向

産業轉換に對する施設としては商工省や厚省が中心となつて縣に必要な職員を置き、且つ縣廳内に中小商工業再編成協議會を設けて、官民協力して具體的な統合整備計畫を樹て、實施に遺憾なきを期してゐるのであつて、その實行機關の第一線としては國民職業指導所、國民勤勞訓練所、職業補導所、各種授産授職施設等が設けられてゐるが、然らばその轉業者に對する指導方向、即ちどういふ方面に轉業することを國家は希望し要求してゐるかといふと、

第一はいふまでもなく軍需産業であつて、これについては今更
多言を要しないところである。
第二は生産力擴充産業及びその附帶産業である。生産力擴充産業とは石炭、銅鐵その他産業の基礎となるものを生産するものであつて、即ち生産工場の原動力となる産業であるし、その附帶産業とは、石炭についていへばその礦山經營に必要な器具機械一切を供給する産業である。

このやうな生産力擴充並に附帶産業も軍需産業と同様非常に多くの勞務者を必要とするのであつて、例を石炭増産にとつていへば、戦争に最も重要な鐵の生産については、從來米國からの屑鐵の輸入に依つて製鋼してゐたものを直接鑛石を熔かして製鋼しなければならなくなつた爲に、從來に較べて三倍の石炭ークスが

必要となつてゐる。鐵の問題だから考へても石炭の増産が如何に必要になつてゐるかよくわかるのである。
石炭勞務は地下の坑道で働く勞務である爲、とかく一般に好まれぬ風もあるが、この仕事は好むと好まざるとに拘らず、國家擁護の爲に戰場第一線に向ふと同じ氣持で坑道深く突進する覺悟が必要となつてゐるのである。

又石炭山の仕事も昔の渡り坑夫時代と違つて時局下國民精神の昂揚は都市農村を通じて勤勞報國隊を組織し、或は報國隊としてよくなくとも賃金が目的でなく國家の爲に、第一線の將兵のことを思へばこれ位のことは何でもないといつて働いて居る人が多數あるのであつて、こんな人に對しては實に頭の下る思ひがされるのである。

第三は滿洲開拓民である。滿洲は國策上どうしても相當數の國民の進出を必要とすることは度々記してゐるところである。

第四は支那、南洋その他海外への移出進出で、これも大東亞建設上是非ならぬ國民の責務である。

第五は農業生活擴充への必要な勞務であるが、我が國の食糧自給は是非完うせねばならぬのであつて、これは農林省の計畫に基づいて行はれてゐる。

第六は國防上必要な土木事業に要する勞務であつて、内容に

